

## 印刷方法について

※本ページ(表紙)は印刷不要です。

次ページ以降は

**A4サイズ・両面印刷(長辺とじ)**

での印刷をお願いいたします。

## 所属長同意書

年 月 日

上越教育大学長 殿

所属長（校長等）

学 校 名

職名・氏名



(職印)

上越教育大学大学院専門職学位課程に出願予定の下記の者が、「遠隔教育活用修学プログラム」へ申請するに当たり、所属校に勤務しながら「遠隔教育活用修学プログラム」を履修することについて同意します。

### 記

出 願 予 定 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

所属長（校長等）様へ

同意に当たっては、以下の点及び裏面記載の【参考】遠隔教育活用修学プログラム（専門職学位課程）をご確認くださいようお願いいたします。

●学校実習（学校支援フィールドワーク）実施に係るお願い

学校実習は、勤務校等の協力を得ながら、本学の指導教員（アドバイザー）による指導の下、2年次以降に勤務校等において実施することになっています。学校実習を実施する際には、勤務時間と学校実習の時間を重ねることはできません。学校実習は、勤務時間外の時間に教育評価、データ収集、分析などを行うことに加えて、放課後等に職務専念義務の免除を活用して行うことも考えられます。

在学中に履修者から、本学所定様式の「学校支援プロジェクト計画書」に基づき説明や相談がありましたら、勤務校での実習時間が確保できるよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

●専門職学位課程の実習科目により修得する単位の免除について

修了の要件単位のうち実習科目については、申請時において「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」の教員としての実務の経験を10年以上有している等の条件を満たす者は、審査により実習科目で修得する10単位（300時間）のうち6単位（180時間）が免除されます。

申請には、「在職期間証明書」及び「主任等としての在職期間・職務内容に関する証明書」が必要となりますので、履修者から免除申請書類の作成依頼がありましたら、発行についてよろしくようお願いいたします。

●遠隔教育活用修学プログラムの紹介について

本学ホームページ内に遠隔教育活用修学プログラムサイトがあり、本プログラムの紹介動画（5分程度）がございます。

【遠隔教育活用修学プログラム紹介アドレス】 <https://www.juen.ac.jp/enkaku/>

**【参考】遠隔教育活用修学プログラム（専門職学位課程）**

- (1) 遠隔教育活用修学プログラムとは  
このプログラムは、現職教員を対象として、居住地を離れることなく、所属校に勤務しながら学ぶことができる遠隔教育を活用したプログラムです。
- (2) 遠隔教育活用修学プログラムの修業年限（長期履修学生制度を利用）  
このプログラムの修業年限は、出願者の履修申請に基づき、3年から5年以内となります。
- (3) 遠隔教育活用修学プログラムを申請できる方  
次の①から③のいずれにも該当する方が対象です。
  - ① 本学大学院専門職学位課程の出願者で、初等中等教育における3年以上（令和9年4月1日現在）の教職経験を有する次の(ア)から(ウ)のいずれかの職にある者
    - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者に限る。）のいずれかの職
    - (イ) 就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）のいずれかの職
    - (ウ) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条に規定する教育委員会の管理主事及び指導主事のいずれかの職
 なお、教職経験については次の期間を含みます。
    - ・ 非常勤の職については、勤務形態が常勤の職員と同等である期間
    - ・ 発達支援教育実践研究コース（幼年教育領域）においては、保育所（無認可のものを除く。）又は認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。）での保育経験の期間
    - ・ 発達支援教育実践研究コース（特別支援教育領域）においては、施設・医療機関・教育訓練機関等において障害児・者に関わる支援・指導等に職員（勤務形態が常勤の職員と同等である非常勤の職を含む。）として従事した期間
  - ② 教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭のいずれかの普通免許状を有する者。ただし、二種免許状を有する者については、入学時において5年以上の教職経験を有するものとする。（教職経験に含む期間は上記①と同様）
  - ③ 所属校等に勤務しながら遠隔教育活用修学プログラムを履修することについて、所属長（校長等）の同意が得られる者
- (4) 遠隔教育活用修学プログラムを履修できる条件
  - ① 在学中も上記(3)①(ア)から(ウ)のいずれかの職にあることが条件です。  
条件を満たさなくなった場合は、遠隔教育活用修学プログラムを続けられなくなり、通学学生（長期履修学生）となります。
  - ② 在学中も上記(3)③を満たすことが条件です。  
所属の変更により、変更後の所属長（校長等）から同意を得られず、条件を満たさなくなった場合は、遠隔教育活用修学プログラムを続けられなくなり、通学学生（長期履修学生）となります。
- (5) 遠隔教育活用修学プログラムの授業の形態及び実施方法
  - ① 授業は、夜間、対面方式の集中（夏季休業などの長期休業を利用したスクーリング）及び不定期（授業担当教員と履修者で日程を調整し、実施日を決定）で行います。
  - ② 夜間及び不定期で行う授業は、オンライン授業を基本とします。
  - ③ 実習科目（学校支援フィールドワーク）は、勤務校等の協力を得ながら、指導教員（アドバイザー）による指導の下で、勤務校等において原則実施します。  
実習は、勤務時間外（放課後等）の時間に教育評価、データ収集、分析などを行うことに加えて、職務専念義務の免除を活用することも考えられます。  
なお、本プログラムを申請した方の経験及び実績が一定の基準を満たす場合は、入学後の申請に基づき、実習科目（10単位：300時間）の一部（6単位：180時間）を免除する制度があります。
- (6) 授業料（年額）  
本学が定めた授業料年額×標準修業年限（2年）÷長期履修期間（3～5年）  
※ 通常の学生2年分の授業料を3～5年間で分割納付することになります。
- (7) 申請方法  
次の①から③の書類に必要事項を記入し、大学院の選抜試験の出願書類に同封し、提出（申請）してください。  
なお、本プログラムの申請のために「長期履修学生申請書」を提出する必要はありません。
  - ①遠隔教育活用修学プログラム履修申請書
  - ②所属長同意書（遠隔教育活用修学プログラム履修申請者）
  - ③在職期間証明書
 ※ 本プログラム申請時の所属が変更になった場合には、新しい所属長による同意書を再度提出してください。
- (8) 申請期間  
前期、中期及び後期の各募集とも、本学大学院の出願期間と同じ期間です。
- (9) 履修可否の選考方法  
大学院専門職学位課程の選抜試験における面接試験の中で選考を実施し、大学院入試の可否判定とともに履修の可否を決定します。
- (10) 履修許可者の発表  
各試験の合格者の発表日と同日  
本プログラムを申請した方については、大学院の合格により本プログラムの履修を許可します。
- (11) その他
  - ① 本プログラムを申請する方については、教育職員免許取得プログラム及び1年制プログラムに申請することはできません。
  - ② 本プログラムの詳細については次の特設ページをご覧ください。  
<https://www.juen.ac.jp/enkaku/>
- (12) 遠隔教育活用修学プログラムについての問い合わせ先  
上越教育大学 教務課教学支援チーム 電話 025-521-3278 E-mail: enkakup@juen.ac.jp